

福岡県公報

平成19年8月15日
第2715号

目次

告示(第1529号—第1543号)

| | | | |
|--|---------------|-------|---|
| 都市計画の変更 | (都市計画課) | | 1 |
| 都市計画の変更 | (都市計画課) | | 1 |
| 都市計画の変更 | (都市計画課) | | 1 |
| 都市計画の変更 | (都市計画課) | | 2 |
| 道路の区域の変更 | (道路維持課) | | 2 |
| 道路の区域の変更 | (道路維持課) | | 2 |
| 道路の区域の変更 | (道路維持課) | | 3 |
| 道路の供用の開始 | (道路維持課) | | 3 |
| 開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | | 3 |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 | (生活文化課) | | 4 |
| 土地区画整理組合の定款の変更の認可 | (都市計画課) | | 4 |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 | (生活文化課) | | 4 |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 | (生活文化課) | | 5 |
| 特定非営利活動法人設立の認証申請 | (生活文化課) | | 5 |
| 県営土地改良事業計画の変更決定 | (農地計画課) | | 5 |
| 公 告 | | | |
| 落札者等の公示 | (警察本部会計課) | | 6 |
| 公安委員会 | | | |
| 道路交通法第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定の 一部改正 | (警察本部運転免許試験課) | | 6 |
| 道路交通法第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定の | | | |

| | | | |
|--|---------------|-------|---|
| 一部改正 | (警察本部運転免許試験課) | | 6 |
| 道路交通法第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定の 一部改正 | (警察本部運転免許試験課) | | 7 |

告 示

福岡県告示第1529号
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。
 平成19年8月15日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

福岡県告示第1530号
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。
 平成19年8月15日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡都市計画区域区分を変更

福岡県告示第1531号
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。
 平成19年8月15日

福岡県知事 麻 生 渡

篠栗都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

福岡県告示第1532号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年8月15日

福岡県知事 麻 生 渡

篠栗都市計画区域区分を変更

福岡県告示第1533号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年8月15日

福岡県知事 麻 生 渡

| 土木事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|---------|-------|--------|-------|---|------------------|---------------|
| 八 女 県 道 | | 後川内黒木線 | 前 | 八女郡黒木町大字笠原11005番1先から 同郡同町大字笠原10860番先まで | 4.0 ~ 16.0 | 103.0 |
| | | | 後 | 同上 | 6.4 ~ 27.2 | 103.0 |

| | | | | | | |
|---------|--|----------------|---|---------------------------------------|-------------------|-------|
| 八 女 県 道 | | 瀬 高 線 久 留 米 | 前 | 筑後市大字西牟田4129番1先から 同市大字西牟田4122番4先まで | 12.0 ~ 21.5 | 101.0 |
| | | | 後 | 同上 | 12.0 ~ 12.0 | 101.0 |
| 八 女 県 道 | | 岩 野 線 黒 木 | 前 | 八女郡黒木町大字田代300番2先から 同郡同町大字田代279番先まで | 5.0 ~ 11.8 | 120.0 |
| | | | 後 | 同上 | 6.0 ~ 21.8 | 120.0 |
| 八 女 県 道 | | 浮 羽 線 石 川 内 | 前 | 八女郡星野村17286番2先から 同郡同村17290番1先まで | 4.6 ~ 10.0 | 81.0 |
| | | | 後 | 同上 | 5.0 ~ 10.8 | 81.0 |

福岡県告示第1534号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年8月15日

福岡県知事 麻 生 渡

| 土木事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--------|-------|-----|-------|-----|---------------|---------------|
|--------|-------|-----|-------|-----|---------------|---------------|

| | | | | | | |
|----|----|-------|---|---------------------------------------|-------------------|------|
| 直方 | 県道 | 夏直吉方線 | 前 | 直方市溝堀1丁目4672番1先から 同市溝堀1丁目4679番1先まで | 9.0 ~ 24.0 | 73.0 |
| | | | 後 | 同上 | 23.0 ~ 42.5 | |

福岡県告示第1535号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年8月15日

福岡県知事 麻生 渡

| 土木事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--------|-------|---------------|-------|--------------------------------------|-------------------|---------------|
| 大牟田 | 県道 | 南 関 線 大牟田北 | 前 | 大牟田市大字岩本2300番2先から 同市大字橘928番1先まで | 11.5 ~ 29.8 | 1,715.0 |
| | | | 後 | 大牟田市大字岩本2299番先から 同市大字橘928番1先まで | 27.0 ~ 61.0 | |
| 大牟田 | 県道 | 大牟田 高 田 線 | 前 | 大牟田市大字岩本2239番1先から 同市大字岩本2711番1先まで | 7.8 ~ 34.9 | 534.3 |
| | | | 後 | 同上 | 7.8 ~ 34.9 | |

| | | | | | | |
|--|--|--|---|--------------------------------------|-------------------|-------|
| | | | 後 | 大牟田市大字岩本2197番1先から 同市大字岩本2711番1先まで | 10.2 ~ 40.0 | 555.8 |
|--|--|--|---|--------------------------------------|-------------------|-------|

福岡県告示第1536号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年8月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年8月15日

福岡県知事 麻生 渡

| 土木事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|--------|--------------|-------------------------------------|
| 大牟田 | 大牟田 植 木 線 | 大牟田市天道町193番5先から 同市新勝立町6丁目1番24先まで |

福岡県告示第1537号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年8月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字久原字田勿1090 - 3、1096 - 9、1096 - 10、1102 - 3から1102 - 7まで、1103 - 2から1103 - 9まで、1104 - 6、1107 - 3、1107 - 8から1107 - 10まで、1108 - 2から1108 - 9まで、1110 - 7、1110 - 10、1101 - 1から1101 - 16まで、1104 - 1、1104 - 10から1104 - 19まで、1107 - 1、1107 - 11から1107 - 32まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称および代表者氏名
福岡市東区香椎6丁目42番17号

朝陽産業株式会社 代表取締役 朝長 俊治

福岡県告示第1538号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年8月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年7月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 自閉症くらし応援舎 TOUCH

(2) 代表者の氏名

大森 博子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区箱崎1丁目19番9号優箱崎ビル1階2号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、自閉症児者に対して、それぞれの個別のニーズに関する事業を行い、これを関係諸機関と連携しながら実施することで、その育成と豊かな地域生活を支援するとともに、同法人の目的に賛同する家族・関係者の理解・協力のもと、専門性を有するボランティアや指導者の育成、啓発活動を行なっていくことで、自閉症児者の地域生活を支え、法人として社会に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1539号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成19年8月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 組合の名称

福岡町津丸土地区画整理組合

2 事務所の所在地

福津市津丸1066番地の1

3 設立認可の年月日

平成14年11月27日

4 変更の内容

事務所の所在地を次のように変更する。

福津市津丸993番地

5 変更認可の年月日

平成19年8月3日

福岡県告示第1540号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年8月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年7月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人虹の郷

(2) 代表者の氏名

中村 新太郎

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県田川郡川崎町大字川崎922番地の1

(4) 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、福岡県内及びその周辺の在宅要介護者に対して、介護保

険法に基づく居宅サービス事業、介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、地域密着型介護サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業及び障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業及び道路運送法に基づく一般乗用旅客自動車運送事業、自家用自動車有償運送事業を行いもって高齢者、障害者の自立と、生活の質の向上に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、福岡県内及びその周辺の在宅要介護者に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、地域密着型介護サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業及び障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業及び道路運送法に基づく一般乗用旅客自動車運送事業、自家用自動車有償運送事業及び、法令に基づかない高齢者共同生活事業を行いもって高齢者、障害者の自立と、生活の質の向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1541号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年8月15日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年7月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人スマイル

(2) 代表者の氏名

金子 享代

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県糟屋郡粕屋町大字阿恵320番地 1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者、精神障害者、高齢者等就労弱者に対して、職業能力開

発及び雇用の場の提供に関する事業を行うとともに、リサイクルの推進に関する事業を行うことで、障害者・高齢者福祉及び環境の保全を図り、もって誰もが住み良いまちづくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1542号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年8月15日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年7月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 九州プロレス

(2) 代表者の氏名

椎葉 亮司

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市南区井尻4丁目2番8号 松林荘B-3

(4) 定款に記載された目的

本会は、まちづくり活動、スポーツ・芸能（プロレス）の振興を通じて、九州の各地域に住む人々が郷土に誇りを持つと共に、いきいきとした暮らしを楽しめる社会の実現を目指します。

福岡県告示第1543号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年8月15日

福岡県知事 麻 生 渡

| 縦覧に供する書類 | 縦覧期間 | 縦覧場所 |
|--------------------------------------|------------------------------|--------|
| 県営竹飯地区土地改良（農道整備・農業用排水施設整備）事業変更計画書の写し | 平成19年8月15日から 平成19年9月12日まで | みやま市役所 |

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成19年8月15日

福岡県知事 麻 生 渡

- 契約に係る物品の名称及び数量
名称 パーソナルコンピュータ（ノート型）
数量 594台
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 契約の相手方を決定した日
平成19年7月23日
- 契約の相手方の氏名及び住所
 - 氏名
NECネクサソリューションズ株式会社
 - 住所
福岡市博多区御供所町1番1号
- 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
69,168,330円
- 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成19年6月11日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第274号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成2年9月福岡県公安委員会告示第92号）の一部を次のように改正する。

平成19年8月15日

福岡県公安委員会

| | | |
|--|---------------------------------|--------|
| 「 レインボーモータースクール 糟屋郡新宮町美咲1-5-53 入野吉勝 | レインボーモータースクール 糟屋郡新宮町美咲1-5-53 | を |
| 「 レインボーモータースクール 糟屋郡新宮町美咲1-5-53 河野光彦 | レインボーモータースクール 糟屋郡新宮町美咲1-5-53 | に改める。」 |

福岡県公安委員会告示第275号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成7年7月福岡県公安委員会告示第92号）の一部を次のように改正する。

平成19年8月15日

福岡県公安委員会

| | | |
|--|---------------------------------|---|
| 「 レインボーモータースクール 糟屋郡新宮町美咲1-5-53 入野吉勝 | レインボーモータースクール 糟屋郡新宮町美咲1-5-53 | を |
|--|---------------------------------|---|

| | |
|---|---------------------------------|
| レインボーモータースクール 糟屋郡新宮町美咲1-5-53 河野光彦 | レインボーモータースクール 糟屋郡新宮町美咲1-5-53 |
|---|---------------------------------|

に改める。

福岡県公安委員会告示第276号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成8年10月福岡県公安委員会告示第124号）の一部を次のように改正する。

平成19年8月15日

福岡県公安委員会

| | |
|---|---------------------------------|
| レインボーモータースクール 糟屋郡新宮町美咲1-5-53 入野吉勝 | レインボーモータースクール 糟屋郡新宮町美咲1-5-53 |
|---|---------------------------------|

を

| | |
|---|---------------------------------|
| レインボーモータースクール 糟屋郡新宮町美咲1-5-53 河野光彦 | レインボーモータースクール 糟屋郡新宮町美咲1-5-53 |
|---|---------------------------------|

に改める。

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チェンソー株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙等率100%再生紙を使用しています